

倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、倉吉市がサテライトオフィス誘致等支援業務を民間事業者に委託するにあたり、実効性が高いと思われる企画提案を行ったものを、公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるもの。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務
- (2) 業務内容 別紙「倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務に関する仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
※ただし、準備期間に発生する費用は委託料に含めない。
- (6) 委託上限額 9,903,300円（消費税及び地方消費税を含む。）
※見積額が上限額を超過した場合は失格とする
- (7) 担当課
倉吉市経済観光部しごと定住促進課雇用政策・企業支援係
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1
電話 0858-22-8129/FAX 0858-22-8136/メール shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

3 スケジュール

募集要領の公表	令和6年4月22日（月）
質問の受付締切	令和6年4月26日（金）正午まで
質問に対する最終回答	令和6年5月2日（木）
参加表明書提出期限	令和6年5月10日（金）正午まで
企画提案書、見積書提出期限	令和6年5月17日（金）正午まで
一次審査（書類審査）結果の通知	令和6年5月24日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年5月31日（金）
最終審査結果通知	令和6年6月7日（金）
契約締結	令和6年6月中旬

4 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (4) 国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている者でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）に地方公共団体（市区町村に限る。）において同様の業務を受託し、1自治体当たり累計10社以上のサテライトオフィス誘致の実績がある者であること。

5 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - ア 提出期限 令和6年4月26日（金）正午
 - イ 提出書類 質問書（様式1）
 - ウ 提出方法 電子メールにて送付すること
- (2) 質問への回答
 - ア 回答期限 令和6年5月2日（木）
 - イ 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに、倉吉市の公式ホームページで公表する。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和6年5月10日（金）正午
- (2) 提出書類 次のア～カのものを各1部提出すること。
 - ア 参加表明書（様式2）
 - イ 「国税納税証明書」及び本社の所在する自治体の「市町村税（都税）証明書」（写し可）
令和6年4月1日以降に取得したものを添付すること。
 - ウ 法人登記簿本
提出日前3か月以内のものを添付すること（写し不可）。
 - エ 会社概要書（様式3）
 - オ 類似業務実績書（様式4）
 - カ オの実績として記載した業務の契約書の写し等の証拠書類
- (3) 提出方法
持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと（電子メールその他の電磁的記録の送信等による提出は、認めない。）。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和6年5月17日（金）正午
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案書正本1部、副本7部（様式は任意）

イ 見積書正本1部(様式は任意)

(3) 企画提案書の作成について

ア 用紙はA4判(図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可)とし別紙「仕様書」、「評価基準書」に従って作成すること。

イ サテライトオフィス誘致等に関する取組内容やスケジュールについては明確に記載すること。

ウ 仕様書の内容以外で独自の提案があれば、これを加えること。なお、優位のもの、審査基準に従って評価に加える。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと(電子メールその他の電磁的記録の送信等による提出は、認めない)。

8 審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) 一次審査(書類審査)

一次審査は、審査基準に基づき、会社概要、企画提案書、類似業務の実績、見積価格等について審査して点数化し、評価点の上位3社程度を一次審査通過者とする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した者を対象に、企画提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション審査及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

なお、7により提出された企画提案書と異なる趣旨説明や新たな提案、追加は認めない。

ア 実施日(予定)

令和6年5月31日(金)

会場等の詳細については、一次審査結果とともに、通過者に書面にて通知する。

イ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは倉吉市が準備する。

ウ 参加者

プレゼンテーションへの参加は1社当たり2名までとする。

エ 時間配分

プレゼンテーション20分間、質疑応答10分間とする。

オ 第一優先交渉事業者等の選定について

倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務受託選定委員会において、別紙に示す「評価基準」に基づき評価し、二次審査の評価点が高い者を第一優先交渉事業者とする。最終選考結果は、各社宛に書面で通知する。

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

9 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届（様式5）」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 次のいずれかに該当する応募を行った者の当該応募は、無効とする。
 - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - イ 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - エ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 8の審査の結果、第一優先交渉事業者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉事業者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。
- (9) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (10) 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第84条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (11) 本業務の委託料の支払は、精算払で令和6年度末までの支払を予定している（履行期間前又は中途での前金払若しくは部分払又は概算払は、予定してない。）。
- (12) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。